

あ さ ひ



朝日岳頂上より白馬朝日を望む (七月十九日撮影)

編集兼発行人 朝日町役場内 大菅達二
印刷所 両越印刷
定価 一部六円
送料 四円



◎ 朝日町海岸侵蝕対策 特別委員会

八月八日(土) 午前十時より開催

委員

- 米田 吉二 藤田二之次郎
 - 大橋米太郎 上沢 源次
 - 狩谷 常作 酒井 栄
 - 浜田豊次郎 松原 茂
 - 柚木 文次 大村 房次
 - 岩谷 健次 水島 長作
- 初会合につき次のとおり委員長及び副委員長を互選

委員長 藤田二之次郎
副委員長 大橋 米太郎

次に次の二氏を技術面と関係地区と云うことに委員に加えることに決る

◎ 厚生委員会

八月九日(日) 午後二時より開催
笹川簡易水道施設の概要、設計等について聴く

山崎小学校給水施設についても説明を聴く、山崎小学校長、大久保由光氏及びPTA会長も施行の促進をお願いに來られる。

なお赤川保育所の増築工事についても概要の説明、病院関係等について協議され午後五時四十五分散会。

第四回定例議会

(七月二十八日)

提出議案
議案第一号 朝日町財政再建計画

の一部変更の件
第二号 朝日町青少年問題協議会設置条例制定の件

第三号 黒部市公平委員会規約の一部改正の件

第四号 泊病院職員退職手当積立金条例設置の件

第五号 昭和三十四年度朝日町歳入歳入第一回追加更生予算

第六号 黒東合口用水組合規約の一部改正の件

第七号 朝日町支所設置条例の一部改正の件

第八号 朝日町公告式条例の一部変更の件

選挙第一号 黒東合口用水組合会議員選挙の件

報告第一号 専決処分報告承認の件

専決第一号 昭和三十三年度朝日町歳入歳出第四回追加更生予算

第二号 昭和三十三年度朝日町泊病院特別会計歳入歳出追加予算

第二号 専決処分報告承認の件

専決第一号 昭三十四年度朝日町国民健康保険特別会計歳入歳出第一回追加更正予算

第二号 昭三十四年度朝日町国民健康保険直営大家庄診療所特別会計歳入歳出第一回追加更正予算

第三号 昭三十四年度朝日町国民健康保険直営境診療所特別会計歳入歳出第一回追加更正予算

第四号 昭三十四年度朝日町泊病院特別会計歳入歳出追加更正予算

七月二十八日午前十一時八分、出席議員二十二名(欠席議員二名)を以つて第四回朝日町議会定例会開かる先づ会期を一日と定め議事録署名員に渡辺、大村両議員に指名あつて議案審議に入らる。

◎ 議案第二号より審議

説明 青少年の健全な活動を推進するため、青少年問題協議会設置法の規定に基き町にも協議会を設置しようとするものである。従来青少年問題については各種機関、諸団体が個々これに當つてきたのであるが、これ等に対し相互の連絡を図り総合的施策を樹てて適切な実施を期するため設ける、地方でも月一回位の協議会を開き情報交換等を行いその対策を講ずる。

法により会長は町長、委員は町の議会議員、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから町長が任命し委員の任期は二年になつてゐる。

議員 従来でも連絡協議会がありそれぞれ自体の計画により協議し予算等も多少有して青少年育成に尽してきたがいま朝日町一環としたものを作るとすれば屋上の屋と云ふことになるのではないか。

当局 青少年輔導育成会と云ふものがあつたがそれ等を発展的解消するものでなくそれ等を含めて作るものであり、総合的に青少年問題の対策上必要であると思ふ。

議員 これに対する予算の裏付けはないか?
当局 これに対する予算についてはみていないのでありますが果にも相談したところ各機関、団体は従来これ等に対する活動費を

近、敷地は三五〇坪を予定して
おります。

議員 それは確定しているのか。
当局 それはやりませう。

議員 今度大な経費をかけて保育園
の移築するよりも役場庁舎を移
せば保育園、学校問題も片付く
し又支所廃止も容易になる。思
うが当局は庁舎の移築の考えは
ないか。

当局 庁舎については私は就任して
おらずかでありませうので現在考
えておりませうが財政再建計画で
三十八年度から計画されている
ので近いうちに相談したいと思
つて居ります。

休憩 午後三時一〇分
再開 午後四時一〇分

議長 先程から審議されている議案
第一号、第五号について論議も
尽くされたように思いますのでこ
のへんで決したいと思つていま
す。

議員 先程からいへる審議された
町長は朝日町全域に渉る発展を
考慮されてやられることを要
して議案第一号及び第五号の原
案に賛成します。

議長 予算は一志認めるが泊第一保
育園の増築についてはどう一
度話し合つて実施するかどうか
とで願いたい。

議長 一志この問題は認めて当局は
充分検討するとまうことと決定
したい。

議員 了承議案第一号第五号可決
議長 議案第六号

説明 黒東合口用水組合規約の一部
改正については、今まで入善町
朝日町、舟見町を以つて組織さ
れていたのが、舟見町が
入善町に編入合併したので、入
善町と朝日町と云うことになる
のと組合会議員の割振りについ
ても入善町十三人朝日町六人舟
見町が一人となつていたので野
中の一部分館と舟見町の合併に
より次のように改正するもので
ある。

入善町 十五人
朝日町 五人

議員 異議なく可決
説明 朝日町支所設置条例の一部改
正については、さきに南保、五箇
庄の支所のみならず大家庄を含
めて八月一日から廃止すると云
う申し合せができましたので提
案しました。山崎は遠隔地の関
係、境は現在堀川発電所工事開
係があるので当分残すものであ
ります。なお大家庄は野中の一
部を含め農業センターに連絡員
を配置します。

議長 議案第八号公行条例の一部改正
については従来支所ごとに行な
つていたので支所廃止に伴い改
正するものであります。

議員 支所廃止後山崎には連絡員を
置くことを附記していただきたい
い。

議長 連絡員のことには条例に定める
必要はない、町長が必要と認め
れば置くことができることにな
つています。

議員 支所の廃止は基本的に賛成で
あるが各地区の公平を失しない
ように願いたい。

議員 当局にさきの申し合せの時住
民の了解を得るための話し合い
をしていただきたいと云つてあ
るにもかかわらず話しを進めて
おられない、それで住民の了解
を得てやつていただきたい。

当局 全町民の了解を得ることはむ
づかしいし、これに対する会合
は行なつておりませんが、いろ
いろと折衝はしています。

休憩 午後四時四五分
（この支所廃止問題について意見
の調整が行なわれる）
再開 午後五時五五分
（会議時間二時間延長）

議員 先程休憩中に申し上げたとお
り廃止後は連絡所を設けていた
だきたい又〇〇登記所が廃止さ
れるまでは土地台帳、印鑑証明
事務を残していただきたい。

当局 〇〇登記所の廃止まで印鑑証
明事務、土地台帳は残したいと
思います。境支所の廃止後にお
いても当分連絡を常駐させたい
と考えています。

議長 議案第七号第八号の説明と審議は大
体終了され全員了解可決さる

◎選挙第一号
黒東合口用水組合会議員選挙
休憩 午後六時
再開 午後六時七分

議長 選挙方法議長指名選挙とし議長の指
名により全員異議なく次の五氏がそ
れぞれ当選となる。

- 泊地区 大村 房次
- 大家庄地区 藤田 二之次郎
- 山崎地区 清水 伝平
- 酒井 栄

野中地区 大野 亀吉

◎報告第一号及び第二号分は省略

◎閉会 午後六時三十五分
◎閉会後横尾、大屋、草野地区の代
表者が海岸侵蝕についての陳情
があり、これに対し議会として
特別委員会を設けて調査するこ
ととなる。

新刊案内

朝日町立中央図書館

- 紀ノ川 有吉佐和子
- 湖畔の人 源氏鶏太
- 波の言葉 堀井史郎
- みだれ髪を讀む 佐藤春夫
- 親鸞とその妻 丹羽文雄
- 日本昆虫記 岩田久二雄外編
- 大阪城物語 村上元三
- 樓閣 井上 靖
- 迷子の天使 石井桃子
- 風はささやく メデリス
- 俺は藤吉郎 川口松太郎
- 世相歳時記 荒垣秀雄
- 民俗故事物語 池田弥三郎
- ネット手芸 泉 清香
- 夜潮 山手樹一郎
- 立山 氣 黒帝 朋文堂
- チベットの素顔 オフチニコラ
- 忘れえぬ山 出田孫一編
- 鉢植と盆栽 野崎信夫
- おんな天下物語 山岡莊八
- 南十字星の下 タイリナ
- 素晴らしき結婚 源氏鶏太
- わが恋よ別あれ 北条 誠
- 風のある道 川端康成
- 長脇差奉行 陣出達朗
- ばらの泣れ 大林 清
- 忍術秘伝 奥瀬平七郎
- 新三等重役 源氏鶏太
- 広告の文章 久保田宣徳
- 若山牧水 日本文学アルバム
- 私本大平記 吉川英治
- 石の夜 駒田信二
- 推理教室 江戸川乱歩編

米の予約状況調

本年の米の收穫も目前に迫り、農
業技術の進歩と恵まれた天候によつ
て、よほどのことがない限り五年連
続豊作の夢も実現可能となりました
朝日町産米課において八月一日現在
の地区ごとの予約数量を取りまとめ
ましたところ、次の表のとおりであ
ります。

尚、予約申込の期限は昭和三十四
年八月三十一日まで申込できます。
「売ることのできる米はみんな予約
で政府へ売りますよ」
産 業 課

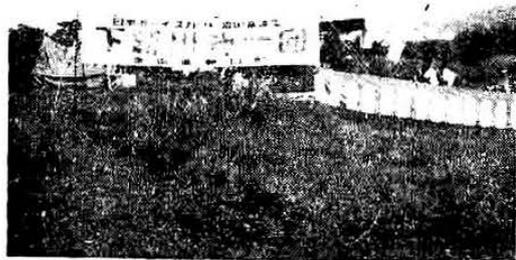
昭和34年産米地区別事前売渡申込数量 34.8.1現在

地 区	本予	前年	前年	前年	備 考
	約 数	約 数	対 比	率	
野 山	4,746	4,915	97%		
中 崎	14,332	13,875	103		
大 家	30,838	30,685	100		
南 五	11,885	11,662	102		
箇 泊	9,500	9,400	101		
宮 崎	6,571	6,332	115		
笹 川	166	144	115		
境	1,573	1,341	117		
計	187	135	138		
合 計	79,798	78,487	101.6		

第二回日本ジャンボ リー開催

於 滋賀県琵琶湖畔にて

八月六日より八月十日までの五日間二万のスカウトが参加して第二回日本ジャンボリーが琵琶湖畔登野草原で富山県連旗を先頭にして当町のボーイスカウト二十名が盛んな拍手をあびて入場三島日連総長より「日ごろの訓練の成果をこのおまつりで示し国境や宗教を越えた兄弟愛が生まれ来る事を期待する」とあいさつがあり参加の喜びを胸一ぱいに多忙なプランを組み設営に競技に郷土の名譽をかけて活躍、スカウト競技では特に優秀な成績をおさめた。一週間にわたった本大会の疲れも見せず元気で八月十一日全員元気で帰泊した。



第十四回

国民体育大会

準硬式野球北陸プロツク大会

本年十月二十五日より三十日までの六日間、東京都において開催される第十四回国民体育大会の出場権を争う準硬式野球北陸プロツク大会(長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県)が、来る九月六日(日曜日)朝日町小丸山グラウンドにおいて開催されます。

第五回朝日町民

排球大会開催さる

去る八月九日、大家庄小学校講堂において多数の各地区代表チームが参加、日頃の技を競ったが、男女ともに大家庄チームに凱歌があがった。

男子の部

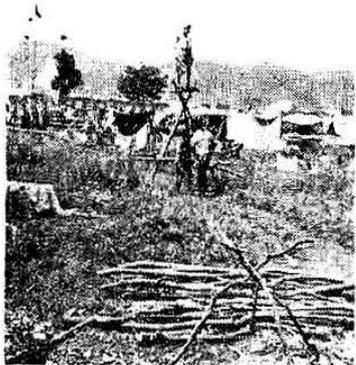
二位 泊三区

女子の部

二位 泊三区

写真

上 娑婆野における下新川一団の
キャンプサイト
下 キャンプの工作(信芳台)



福祉年金について

本年十一月より福祉年金(無拠出制)が支給されます。

一、福祉年金の種別並に受給権者
A 老令福祉年金
昭和三十四年十一月一日に七十才以上の(明治二十二年十一月一日以前に生まれたもの)
B 障害福祉年金
昭和三十四年十一月一日に七十才未満である人のうち、昭和三十六年四月一日に五十才を越している人が七十才になったとき

① 本年十一月一日以前に七十才以上で、すでに一級の廃疾になつてるとき
② 本年十一月一日前にけがをして、十一月以後一級の廃疾になつた人(けがをしたとき七十才以上の人は除かれる)
③ 本年十一月以後昭和三十六年三月三十一日までの間に、けがをして一級の廃疾になつた人(けがをしたとき七十才以上の人は除かれる)

④ 昭和三十六年四月一日に五十才から六十九才までの人で、四月一日以後にけがをして一級の廃疾になつた人。
⑤ 二十才未満でけがをして治療をうけ一級の廃疾となつた人が、二十才になつたとき
⑥ 二十才未満でけがをして、治療をうけ二十才を過ぎてから一級の廃疾になつたとき

⑦ 母子福祉年金 一万八千円
C 母子福祉年金
① 本年十一月一日に既に夫をなくした二十才以上の妻が、夫がなくなつた当時生活を共にしていた義務教育終了前の子を扶養していると

② 本年十一月一日以後昭和三十六年三月三十一日以前に夫をなくした二十才以上で、六十才未満の妻が義務教育終了前の子(夫が死亡当時生活を共にしていたこと)を扶養してるとき
③ 昭和三十六年四月一日に五十才を越える妻が、全年四月一日以後に夫をなくし、夫がなくなつた当時生活を共にしていた義務教育終了前の子を、扶養している時(夫が死亡日に六十才以上の妻は除かれる)

④ 夫が亡くなつた当時、胎児(妊娠中)であつた子が生れたときは、その子は夫の死亡当時生活を共にしていたものとみなされる。
母子福祉年金額 一万二千元
扶養する子が二人以上ある場合、一人を除いた子一人につき、二千四百円が加算される。

二、支給制限
① 恩給や共済組合の年金や厚生年金災害補償による障害補償や、遺族補償等を受けている人で、その支給される額が、福祉年金の額より多いとき、福祉年金は支給されない。しかしその年金が、福祉年金の額より少ないときは、少ない額だけ支給される。
② 監獄や労務場等に拘禁されたり、少年院等に收容されている人にはその期間福祉年金は支給されない
③ 福祉年金を受ける人が、前年に十三万円(たゞし年金の支給を受ける人の子で、義務教育終了前の子一人について一万五千円が加算される)をこえる収入があるときは一年間福祉年金は支給されない。
④ 老令又は障害福祉年金を受ける人

の配偶者が、六千円をこえる年金を受けるときは、その期間その年金額より六千円を差引いた残りの額が支給停止される。しかし差引いた残りの額が、六千円をこえるときでも、六千円まで停止しそれ以上は停止しない。
⑤ 夫と妻の二人が福祉年金を受けるときは、夫々の福祉年金のうちから三千円が支給停止される。例えば、夫が老令福祉年金を受け妻が障害福祉年金を受けるときは夫の老令福祉年金について三千円が支給停止される。
⑥ 老令又は障害福祉年金を受ける人の配偶者が、前年に所得があつて所得税を納めているときは、一年間福祉年金は支給停止される。
⑦ 老令又は障害福祉年金を受ける人の扶養義務者が、前年に二万三千六百円以上の所得税を納めている場合、福祉年金は一年間支給停止される。
⑧ 母子福祉年金を受ける妻が、二十才以上の子と共に生活をしているときは、その期間福祉年金は支給停止される。但しその子が長い間の病氣や負傷、廃疾、失業をしているときは、福祉年金は支給される。

三、福祉年金の支払い
① 本年の十一月から翌年の二月までの四ヶ月分を昭和三十五年三月より郵便局に於て支払う。
② 昭和三十五年度の支払いは、毎年三回、一月、五月、九月。
四、申請受付
① 本年十一月一日より福祉年金の受給権者の申請受付は九月一日より役場で行い、九月二十五日迄に県へ提出しなければならぬので、受給該当者は別途配付の福祉年金申請書に、該当事項記入の上、提出して下さい。